

**「ともに生き，ともに学び，ともに  
支え合う社会をめざして」**

**第4次茨城県生涯学習推進計画  
～ つなぎ合う いばらき学びプラン ～**

**計画期間：2011～2015年度**

**茨城県**

# 〈目次〉

序章 第4次茨城県生涯学習推進計画の策定にあたって	
策定の趣旨	1
第1章 生涯学習推進の基本方針	
1 生涯学習の理念	2
2 生涯学習の推進目標	3
3 生涯学習推進のための基本的視点	5
4 生涯学習推進のための基本的施策	8
重点事項	10
1 地域やライフステージに応じた学習機会の充実	10
2 「生きる力」を育む青少年の体験活動の推進	11
3 家庭教育への支援	11
4 「新しい公共」を担う人材の育成	13
5 県民の読書活動の推進	14
第2章 生涯学習推進の具体的方策	16
第1項 学びの環境の充実	16
第1節 生涯学習推進体制の充実	16
第2節 学習資源のネットワーク化の推進	17
第3節 生涯学習情報提供・相談体制の充実	17
第4節 生涯学習の普及・啓発活動の推進	17
第5節 県民の読書活動への支援	18
第2項 多様な学習機会の充実	19
第1節 多様な学習ニーズに応じた学習機会の提供	19
第2節 学びの基盤づくりのための学校教育の充実	23
第3節 職業能力向上のための学習機会の充実	25
第4節 高齢者の生きがいづくりのための学習機会の充実	26
第3項 社会全体で取り組む教育の推進	27
第1節 いばらき教育の日・教育月間の推進	27
第2節 開かれた学校づくりの推進	27
第3節 青少年の体験活動の推進	27
第4節 家庭教育への支援	28
第5節 地域の教育力の向上	29
第6節 お互いを認め合い、社会参画を促す取組の推進	30
第4項 学習成果を生かした社会参加・参画の促進	30
第1節 社会参加・参画を促進する学習成果の評価と活用	30
第2節 生涯学習指導者の養成	31
第3節 社会教育関係団体等への支援	32
第5項 生涯学習施設の活用	32
第1節 生涯学習施設間の活用促進	32
第2節 市町村生涯学習関連施設等との連携促進	33
第3節 民間教育事業者との連携促進	33
付属資料	34
1 茨城県生涯学習推進本部設置要綱	34
2 生涯学習推進組織	36
3 茨城県生涯学習審議会条例	37
4 茨城県社会教育委員条例	38
5 茨城県生涯学習審議会及び茨城県社会教育委員名簿	39

### 【策定の趣旨】

#### <計画策定のねらい>

社会経済の急激なグローバル化とともに、少子高齢化や、過疎化（地域の衰退）、高度情報化、さらには新たな経済格差の発生等が、地域社会をはじめ私たちの暮らしや考え方、人生の設計、教育のあり方等に広く影響を及ぼしています。

このように社会や生活が変化する中で、生涯学習の推進においては、多様化・高度化する県民の学習ニーズに引き続き応えらるとともに、社会全体で取り組む教育の推進や、時代の要請である「新しい公共」を担う人材の育成を視野に入れた事業を実施していくことが求められています。

そこで、新たに改訂された「茨城県総合計画」並びに「いばらき教育プラン」の趣旨を踏まえ、本県の生涯学習を計画的に推進していくため「第4次茨城県生涯学習推進計画」を策定するものです。

#### <計画策定の背景>

##### 【国の動向】

- ・平成18年12月 「教育基本法」  
「生涯学習の理念」と「生涯学習社会の実現」を新たに規定。（第3条）
- ・平成20年2月 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」  
（中央教育審議会答申）  
目指すべき施策の方向性を、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」と「社会全体の教育力の向上」に集約し、その具体的な方策について提言。
- ・平成20年6月 「社会教育法」  
「生涯学習」の用語を明記。「家庭・学校・地域の連携及び協力の促進」を努力義務として新たに規定。（第3条）  
社会教育における人々の学習成果を活用して活動する機会の提供を追加規定。（第5条）

##### 【課題】

- ・家庭の教育力や地域の教育力の低下への対応
- ・規範意識の低下への対応や基本的生活習慣の確立
- ・それぞれのライフステージに応じて、学び続けることができるための学習機会や学習情報の提供等
- ・学習成果の評価と活用
- ・「新しい公共」を担う人材の育成

これらは、生涯学習が新しい段階に差しかかっていることを示すものであり、こうした課題に対応していくため、本計画を策定します。

## 第1章 生涯学習推進の基本方針

### 1 【生涯学習の理念】

生涯学習の理念については、教育基本法第3条で、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と示されています。

県においては、生涯学習の理念を具現化していくため、県関係の各部局や市町村、幼稚園、小・中・高等学校、大学等高等教育機関及び民間の活動など、それぞれの分野での取組や相互の連携を促進していきます。また、幅広い視野に立ち、「学習の機会」、「学習の場」、「学習の評価と活用」を以下に示す表のように捉え、本県の生涯学習施策を総合的に推進していきます。

#### 「生涯学習社会の実現のために」

##### 【あらゆる機会（学習の機会）とは】

- ・ ライフステージや置かれている状況に応じた広範な領域における機会
- ・ 意図的、組織的及び自主的・自発的に行われる学校や社会の中における機会
- ・ 県民の誰もが、学びたいときに学ぶことができる機会

##### 【あらゆる場所（学習の場）とは】

- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学等高等教育機関、特別支援学校
- ・ 生涯学習センター、青少年教育施設、公民館、図書館、文化施設、スポーツ施設等
- ・ 民間の生涯学習施設、企業等  
放送大学や携帯型通信機器の活用等、様々な場所、形態

##### 【学習成果を適切に生かすことのできる社会（学習の評価と活用）とは】

- ・ 学んだ成果が適切に評価され、生かすことのできる社会
- ・ 地域住民をはじめあらゆる人が、自らの役割を果たす自立した社会

## 2 【生涯学習の推進目標】

本県生涯学習の推進に当たっては、茨城県生涯学習審議会の答申による「学習圏構想<sup>※1</sup>」に基づき、県内を5つのブロックに分けた「広域学習圏」の中核施設として、5つの生涯学習センター<sup>※2</sup>を設置し、市町村域を越えて高度で専門的な県民の学習ニーズに対応した推進体制を整備してきたところです。

一方、近年の変化の激しい社会状況の中、家庭や地域の教育力の低下への対応や生涯にわたって学び続けることができるための学習機会や学習情報の提供、各個人の自立や地域住民をつなぐ体制づくりなど、解決すべき課題は多岐にわたっています。

具体的方策としては、行政だけでなく、市民、NPO、企業等が積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり等の身近な分野において共助の精神で行う仕組や活動などを支援する体制整備が重要となります。

県では、県民一人一人の生涯学習への取組が、個々の生きるよるこびを広げ、学習の成果が地域の活性化や地域課題の解決につながることを目指し、本県生涯学習の推進目標を次のように設定しています。

### ① 新たな学習ニーズに対応した学びの促進

多様化・高度化する県民の学習ニーズに適切に対応する学習機会を提供するとともに、地域課題や現代的課題など社会のニーズに対応できる学習機会の充実に努めます。

### ② 学びを通じた個人の自立と地域のつながりの再構築

個人の自立を図るため、「子育て世代」、「成人期」、「高齢期」など、それぞれのライフステージや状況に応じた学習機会を充実させていきます。また、地域の多様な主体<sup>※3</sup>の力を活用し、地域のつながりの再構築を図ります。

### ③ 学習成果の社会への還元

現代的課題や地域課題等の解決を図るプログラムの開発や人材育成に努めます。また、学んだ成果が適切に評価され、その成果を生かして社会還元の促進を図ります。

# 「ともに生き，ともに学び，ともに支え合う 社会をめざして」

を基本テーマに，生涯学習の推進に向け，「知の循環型社会<sup>※4</sup>」の構築に取り組んでまいります。

## <※1 学習圏構想>

県民の様々な学習ニーズに対応するために，一次的（日常的）な学習ニーズに対応した「小中学校区学習圏」，二次的な学習ニーズに対応した「市町村域学習圏」，高度で専門的な学習ニーズに対応できる「広域学習圏」を設定し，その中心として生涯学習センターを設置するとともに，県全域をカバーする「県域学習圏」を置くというもの。

（平成6年茨城県生涯学習審議会答申）

## <※2 5つの生涯学習センター>

茨城県水戸生涯学習センター，茨城県県北生涯学習センター，茨城県鹿行生涯学習センター，茨城県県南生涯学習センター，茨城県県西生涯学習センター。

## <※3 地域の多様な主体>

地域住民，公民館，図書館等の社会教育施設やコミュニティ・センターの関係施設関係団体，NPO，企業等。

## <※4 知の循環型社会>

各個人が，自らのニーズに基づき学習するとともにその学習成果を社会に還元することにより，社会全体の教育力が持続的に向上していく社会。

### 3 【生涯学習推進のための基本的視点】

次の7つの事項を基本的視点として、生涯学習の推進に努めます。

#### ① 県民の資質・能力の向上を支援する視点 (多様な学習機会の充実)

変化の激しい社会をたくましく、充実感を持って生きていくためには、基礎的、基本的な知識・技能はもちろん、生涯にわたって自ら学ぶ意欲や態度を育て身に付けることが必要となります。

特に、人生の基礎を培う幼児期から青少年期までに様々な学習活動を経験できるよう、学校、家庭、地域社会における学習環境を整備することが重要です。

そのため、それぞれのライフステージにおけるニーズや課題に応じて学習することができるよう、地域や社会に参画する活動に役立つ知識・技能習得のための学習機会や人生の次のステップに踏み出すための学習機会を充実させます。

また、大学等高等教育機関及び民間教育事業者が実施する専門的な学習内容に関する情報を積極的に提供するとともに、広く県民に開かれた講座の開設を働きかけます。

さらに、生涯を通じた学習の継続を可能とすることにより、県民一人一人の資質・能力の向上を目指す生涯学習を推進します。

#### ② 家庭の教育力の向上を図る視点

家庭は、子どもたちが最も身近に接する社会であり、すべての教育の出発点です。

近年、核家族化、少子化、都市化など、家庭をめぐる状況の急激な変化により、親の過保護・過干渉や無責任な放任、育児不安の広がりやしつけへの自信喪失など、様々な課題の解決が求められています。

そのため、県生涯学習センターなどの社会教育施設において、子育て等に関する学習機会や学習情報の提供・相談体制等の充実に一層努めるとともに、市町村の家庭教育に関する学習機会の充実や地域における家庭教育を支援する様々な取組を促進します。

### ③ 学校，家庭，地域社会を結ぶ視点

今後の社会の変化に対応していくためには，知識や技能のみならず他者との関係を築く力等の豊かな人間性を含む総合的な力を身に付けることが必要です。

地域社会には，様々な学習活動に関係する学校，家庭，社会教育関係団体，地域において活動する企業，NPO等が存在し，社会教育の充実に貢献しています。今後はそれぞれがその役割に応じて共通の目標を共有することが求められています。

そのため，子育てや学習を地域全体で行う「支え合い」，地域の課題解決は地域自身の手で行う「助け合い」，家庭や地域の教育力と学校教育等の効果的な連携を図る「つながり合い」を進める方策を推進します。

### ④ 青少年の体験活動を推進する視点

青少年が，社会の構成員としての規範意識や他人を思いやる心など豊かな人間性を育てていくためには，社会体験活動や自然体験活動などの様々な体験を通じた，明日のいばらきを担う青少年の健全育成が求められています。

そのため，社会全体で青少年の育成に携わり，体験活動を支える意識を高め，自然体験や社会体験など様々な活動の場や機会の提供を推進します。

### ⑤ 県民の読書活動を推進する視点

多様化・高度化する県民の読書活動に対応するため，公共図書館は，人々の学習に必要な図書や資料，情報を収集・整理し，県民の豊かな読書活動を支援していくことが求められています。

そのため，図書・資料・情報や施設・設備の整備・拡充と利用の促進を図るとともに，地域に密着した学習情報や実生活に密接な新たな課題解決のための情報提供に積極的に取り組みます。

また，公共図書館による学校図書館への支援を強化し，子どもたちの読書活動を推進します。

### ⑥ 社会参加・参画を促進する視点

県民の豊かで活力ある地域社会を形成するためには，県民の社会貢献への意識を高め，一人一人が地域における諸活動に主体的に，積極的に参加できるようにすることが求められています。

そのため，地域における学習活動の指導者及び社会教育関係団体のリーダーの育成や資質の向上を図るとともに，活動に必要な知識・技能を身に付けることができる学習機会や，身に付

けた成果を活用できる場の提供に努めます。また、ボランティア活動に関する情報提供や社会貢献意識を高めるための地域活動への参加を支援します。

## ⑦ 社会につながるキャリア形成の視点

人間関係の希薄化や働き方、ライフスタイルの多様化が進む中、若者や子育て世代、高齢者世代等、社会とのつながりを失ったり、失いかけている人たちを、再び社会や人につなげるためのキャリアの形成が求められています。

人は、他者や社会とのかかわりの中で、様々な役割を担い、その役割を果たすことを通して、人や社会とつながっています。そのつながりを支える取組を推進する必要があります。

そのため、大学等高等教育機関、企業、団体及び NPO 等と連携して、社会教育施設において、つながりを支える居場所づくりを進めます。

また、他者とのより良い関係づくりのためのコミュニケーション能力の向上や、社会とのつながりを高めるための職業能力の向上等、スキルアップを支援する学習を推進します。また、ワークショップなどの参加体験型プログラムの実施等により自己有用感<sup>※1</sup>を高め、自分らしい生き方ができるように支援していきます。

### <※1 自己有用感>

自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識すること。

## 4 【生涯学習推進のための基本的施策】

生涯学習の推進目標を実現するために、基本的視点を踏まえて、次の5項目を基本的施策とします。

### 1 学びの環境の充実

高度化，多様化する県民の学習活動や学習ニーズに対応するため，生涯学習情報提供・相談体制の充実など，県内各機関との連携を図り，学習資源のネットワーク化を推進するとともに，生涯学習推進体制の充実を図ります。

また，県民の読書活動を推進するため，市町村県内図書館等のネットワークをさらに進め，公立図書館や学校図書館等における読書活動の支援を図ります。

#### 【具体的方策】

- ①生涯学習推進体制の充実
- ②学習資源のネットワーク化の推進
- ③生涯学習情報提供・相談体制の充実
- ④生涯学習の普及・啓発活動の推進
- ⑤県民の読書活動への支援

### 2 多様な学習機会の充実

急激な社会の変化に対応するための知識や技能など，ライフステージや置かれている状況に応じた学習機会の充実を図ります。

また，大学等高等教育機関，企業，団体及びNPO等と連携を図り，県民の学習ニーズに対応した学習機会の提供に努めます。

さらに，社会とつながるための職業能力の向上をめざす知識や技能の習得等を支援します。

#### 【具体的方策】

- ①多様な学習ニーズに対応した学習機会の提供
- ②学びの基礎づくりのための学校教育の充実
- ③職業能力向上のための学習機会の充実
- ④高齢者の生きがいづくりのための学習機会の充実

### 3 社会全体で取り組む教育の推進

「いばらき教育の日・教育月間」における県民の主体的な取組を推進するため、全県的な広報啓発活動を展開するとともに県民の教育に対する関心を高め、社会全体で教育に取り組む環境づくりを推進します。

青少年の豊かな心を育むため、家庭、地域社会が連携・協力し、自然体験や社会体験などの多様な体験活動の機会の提供を図ります。

家庭教育に関する学習機会や学習情報の提供・相談体制等の充実に努めるとともに男女共同参画社会形成に向けた研修会の実施や人権意識の高揚を図ります。

#### 【具体的方策】

- ① いばらき教育の日・教育月間の推進
- ② 開かれた学校づくりの推進
- ③ 青少年の体験活動の推進
- ④ 家庭教育への支援
- ⑤ 地域の教育力の向上
- ⑥ お互いを認め合い、社会参画を促す取組の推進

### 4 学習成果を生かした社会参加・参画の促進

地域の課題解決に学習成果を生かすため、活動に必要な知識・技能を身に付けることができる学習機会を提供します。

また、「新しい公共」の観点から、市民の社会貢献活動や地域のボランティア活動の推進を図るため、プログラムの開発や学習機会の提供を充実させ、ボランティアやコーディネーターの養成に努めます。

さらに、学校、家庭、地域社会が「支え合い」、「助け合い」、「つながり合い」による地域や家庭の教育力の向上を図ります。

#### 【具体的方策】

- ① 社会参加・参画を促進する学習成果の評価と活用
- ② 生涯学習指導者の養成
- ③ 社会教育関係団体等への支援

### 5 生涯学習施設の活用

県生涯学習センターや、県立青少年教育施設、県立図書館等では、市町村、大学等高等教育機関、カルチャーセンター等民間教育事業者との連携を図るとともに、民間の活力を生かし、地域の学習機会の充実に努め、生涯学習関連施設の活用を促進します。

#### 【具体的方策】

- ① 生涯学習施設の活用促進
- ② 市町村生涯学習関連施設との連携促進
- ③ 民間教育事業者等との連携促進

## 【重点事項】

### 1 地域やライフステージに応じた学習機会の充実

#### (1) ねらい

急激な社会の変化に主体的に対応し、生きがいのある充実した人生を送ることができるようにするためには、「個人の要望」や「社会の要請」を踏まえ、基礎的、基本的な知識・技能の習得や生涯にわたって自ら学ぶ意欲を身に付けることのできる学習活動の充実を図ります。

#### (2) 推進の方向

##### ア 県民の多様化・高度化する学習ニーズへの対応

県民の多様化・高度化する学習活動を支援するためには、県、市町村、高等教育機関、民間教育事業者、民間団体等のそれぞれが有している特徴や専門性を生かし、相互に連携し、多様な学習ニーズに対応した学習機会や学習情報の提供・相談体制の充実を図ります。

また、5つの県生涯学習センターは、それぞれの地域の学習ニーズを的確に把握し、学習機会の提供状況や地域事情に応じた運営に努めます。

##### イ 「社会の要請」への対応

社会の多様化や時代の変化に伴い、生涯学習は新たな課題への対応が求められています。特に、家庭や地域の教育力の低下、少子・高齢化の進行にともなう地域コミュニティのありようなどの様々な課題に関する学習機会の提供に努めるとともに、自立した人間として生きていくための総合的な力を身に付け、社会の知的基盤を強固なものにできるよう努めます。

#### (3) 主な事業

- ・弘道館アカデミー推進事業
- ・県民大学講座
- ・生涯学習施設活用の促進
- ・地域コミュニティ再生事業
- ・いばらき教育の日・教育月間の推進

## 2 生きる力を育む青少年の体験活動の推進

### (1) ねらい

学校，家庭，地域社会が相互に連携し，家庭や地域の教育力を高め，青少年が，社会の構成員としての規範意識や他人を思いやる心などの豊かな人間性を育むことができる体験活動を推進します。

### (2) 推進の方向

#### ア 体験活動の推進

青少年が異年齢や異世代の人々とかかわる機会を提供し，様々な生活体験，自然体験などの体験活動の促進を図ります。

#### イ 社会参加活動の推進

地域社会において，自らもその一員であることを自覚し，積極的にその中で活動できるような機会の充実に努め，地域活動の促進に努めます。

また，青少年のボランティア活動への関心・意欲を高めるための情報提供に努め，社会参加活動を促進します。

#### ウ 青少年健全育成の推進

指導者や青少年リーダーの資質の向上を図るため，社会教育施設や青少年団体との連携を図り，青少年の健全育成に努めます。

### (3) 主な事業

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域に生きるヤングボランティア推進事業</li><li>・ 元気いばらきっ子育成事業</li><li>・ 体験活動ボランティア活動支援センター</li><li>・ 生涯学習情報提供システムの運用</li></ul> |
|---|

## 3 家庭教育への支援

### (1) ねらい

家庭は，子どもが基本的な生活習慣・生活能力，人に対する信頼感や思いやり，豊かな情操，倫理観，自立心や自制心，社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担っています。

家庭教育の拠点としての社会教育施設においては，積極的に，市町村の家庭教育学級担当者に対して，家庭教育に関する学習機会の提供を図ります。

また，家庭教育の基礎の上に，職業観，人生観，創造力，

企画力といった能力が培われるため、保護者がその責任を認識し、幼児期からの子どもとの接し方や教育の仕方を身に付けていけるように、幼児期から就学前の子をもつ保護者を中心に学習機会を提供し、親の意識改革を図れるような取組を推進します。

## (2) 推進の方向

### ア 家庭の教育力向上への支援

小学校における、家庭教育支援資料「家庭教育ブック」の活用の定着と、幼稚園・保育所で「家庭教育ブックひよこ」を活用した家庭教育に関する研修体制づくりの推進に努めます。また、家庭教育に係る相談や情報提供を通して、家庭教育の支援に努めます。

県生涯学習センター等における子育て講座等、父親が家庭教育について学習する機会の拡充に努めます。

### イ 市町村が実施する家庭教育学級等への支援

県が作成した家庭教育支援資料に基づく学習プログラムや家庭教育学級での具体的な活用例を提示するとともに、その講師となる人材を育成し、家庭教育学級を支援します。

### ウ 企業等における子育て支援講座の推進

子育てをしながら働いている方に対して、出前講座として家庭教育講演会を実施し、家庭の教育力を充実させるための支援を図るとともに、経営者等に対しても家庭教育の重要性を提唱します。

## (3) 主な事業

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・今日的な『家庭教育学級プログラム』の開発</li><li>・家庭の教育力向上プロジェクト事業<br/>(内容)「家庭教育支援資料」の活用、家庭教育推進員養成研修等</li><li>・いきいき子育て地域連携実践講座開設事業</li><li>・教育・子育て電話相談事業</li></ul> |
|---|

## 4 「新しい公共<sup>※1</sup>」を担う人材の育成

### (1) ねらい

今日、家庭や地域の教育力の低下や、人間関係の希薄化、自分さえ良ければといった「個人主義」の広がりなどの問題が指摘されています。このような問題を解決し、真に豊かな社会を実現するために、各個人が公共の担い手としての責任を認識し、その役割を果たしていくことが求められています。

また、防災活動や災害の復興に当たっては、行政のみならず個人や地域の人々の力が不可欠であることから、個人の意識による自助、地域コミュニティ等による共助の意識を高める取組が求められています。

そこで、協働による地域課題解決のため、学習者の主体性が発揮できるような講座の開設に努めるとともに、「新しい公共」を担う人材の育成を図ります。

### (2) 推進の方向

#### ア 学習プログラムの開発<sup>※2</sup>及び実践

地域における様々な課題を自分たちの手で解決していかこうとする人材を育てるための学習プログラムを開発し、実践に努めます。

#### イ 地域課題解決のための活動の支援

各県生涯学習センターを活用し、地域ごとの様々な課題を、NPO、市民団体、高等教育機関、企業等のノウハウを活用して、自らの手で地域課題を解決していかこうとする活動を支援します。

また、各個人がこれまでに身に付けてきた知識や技能を、人から人へ、また次世代へ伝え、地域社会の中へ、世代間に環流させていくことができるように努めます。

#### ウ 地域で支え合い、つながりを深める取組の推進

防災活動や災害の復興に当たっては、「支え合い」、「助け合い」、「つながり合い」のための人づくり、地域づくりを推進します。

### (3) 主な事業

- ・ 東日本大震災対応社会貢献活動スキルアップ講座
- ・ 「無縁社会に立ち向かう」新たな社会貢献プログラムの開発
- ・ いばらきスクールサポート事業
- ・ 地域の担い手育成講座
- ・ 地域に生きるヤングボランティア推進事業
- ・ 体験活動ボランティア活動支援センター
- ・ 茨城県弘道館アカデミー推進事業
- ・ 県民大学講座

## 5 県民の読書活動の推進

### (1) ねらい

県は、市町村立図書館及び関係機関に対する支援に努めるとともに、子どもの読書環境を整えるため、学校図書館への支援活動や、読書活動ボランティアの育成や活性化を図ります。

また、子育て、医療・健康等の地域課題を解決するため、資料の充実及び図書館サービスの向上に努めます。

### (2) 推進の方向

#### ア 公立図書館による学校図書館支援活動の強化

子どもの読書活動を推進する学校図書館の機能を踏まえ、読書環境の整備やボランティアの活用などの相談に応じるとともに、読書指導を進める職員のための研修や情報提供等を充実させます。また、学校図書館への団体貸出を積極的に行います。

#### イ 県民や地域への支援

地域や住民が抱えている課題を解決するための資料を収集し、情報発信やレファレンスサービスの充実を図ります。

また、県内全域への図書館サービスの充実を目指し、公立図書館や公民館図書室、学校図書館、大学図書館等との相互貸借を中心とした図書館情報ネットワークの強化を進め、図書館間の相談・情報交換業務に努めます。

#### ウ 読書活動のボランティアの育成及び活用

読み聞かせ活動などのボランティアを、研修会などを通して育成するとともに、その資質の向上を図ります。

また、学校、地域、NPO や企業等と連携し、公立図書館や学校図書館でのボランティアの活動の場を提供し、学習成果の活用を図るとともに県民の読書活動を推進します。

### (3) 主な事業

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・学校図書館活動を支援するボランティアの育成・活用</li><li>・公立図書館等のネットワークの充実</li><li>・読み聞かせ研修講座</li><li>・ビジネス支援，医療情報支援，子育て支援等の地域や県民の課題解決に向けた支援の拡充</li></ul> |
|--|

< ※ 1 新しい公共 >

行政だけでなく、市民、NPO、企業等が積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり等の身近な分野において共助の精神で行う仕組、体制、活動など。

(具体事例)

学校支援、子育て支援、青少年の体験活動、防犯パトロール、高齢者等の移動サービス、災害支援、DV被害者支援等

< ※ 2 学習プログラム開発の視点 >

- (1) 一人一人が社会の一員としての役割を意識することができるようにします。
- (2) 社会的役割を果たすための知識や技能を身に付けることができるようにします。
- (3) 活動を通して、人と人、人と社会とのつながりを築いていくことができるようにします。

## 第2章 生涯学習推進の具体的方策

### 第1項 学びの環境の充実

#### 第1節 生涯学習推進体制の充実

##### (1) 県の生涯学習推進体制

主な施策	主な施策の事業
①生涯学習推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習推進本部会議の開催</li> <li>・生涯学習推進本部幹事会の開催</li> <li>・生涯学習審議会の開催</li> <li>・社会教育委員会議の開催</li> </ul>
②学習プログラムの開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習プログラム開発事業</li> </ul>
③生涯学習に関する調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習調査研究事業</li> </ul>
④生涯学習を推進する人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新しい公共」を担う人材の育成</li> </ul>
⑤学習資源等のネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習情報提供システムの運営</li> </ul>
⑥市町村における生涯学習推進の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育主事，公民館主事等研修の実施</li> <li>・学習プログラムの開発</li> <li>・家庭教育資料の作成</li> <li>・家庭教育学級への支援</li> </ul>

##### (2) 市町村の生涯学習推進への支援

主な施策	主な施策の事業
①学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館講座等への支援</li> </ul>
②生涯学習関連施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育主事，公民館主事等研修の実施</li> </ul>
③生涯学習関連施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館建設促進費補助事業</li> </ul>

##### (3) 高等教育機関，民間教育事業者，NPO等との連携

主な施策	主な施策の事業
①高等教育機関・民間教育事業者，NPOとの連携による学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県弘道館アカデミー推進事業</li> </ul>

## 第2節 学習資源のネットワーク化の推進

### (1) 施設間ネットワークの推進

主な施策	主な施策の事業
① 県生涯学習センター間の連携の促進	・ 県生涯学習センター連絡会の開催
② キャリア教育支援事業者と社会教育施設間の連携の促進	・ 社会教育関連施設とNPO法人、公益法人、社会福祉法人、病院、企業との連携の促進

## 第3節 生涯学習情報提供・相談体制の充実

### (1) 生涯学習情報提供システムの充実と活用の促進

主な施策	主な施策の事業
① 生涯学習情報提供システムの活用促進	・ 市町村、高等教育機関、民間教育事業、NPO法人と連携した学習機会情報の充実 ・ 生涯学習情報提供システム指導者研修会の開催

### (2) 学習相談の充実

主な施策	主な施策の事業
① 多様な学習相談に応じられる体制づくり	・ 県生涯学習センターにおける学習相談体制の充実 ・ 大好きいばらき生活情報提供システム整備事業

## 第4節 生涯学習の普及・啓発活動の推進

### (1) 生涯学習の情報発信の充実

主な施策	主な施策の事業
① 学習者の興味関心を呼び起こすための啓発活動	・ 政策広報事業 ・ 県政キャンペーン広報事業 ・ 生涯学習情報提供システムの充実と活用の促進 ・ 生涯学習相談事業
② 情報提供の充実	・ メールマガジン発信事業
③ 発表・交流の場の充実	・ インターネット情報発信事業
④ 顕彰事業の推進	・ 茨城県弘道館アカデミー推進事業
⑤ 県民の意見の聴取	・ 知事と県民の対話集会開催事業 ・ 県政モニター等設置事業 ・ いばらき創り 1000人委員会の開催 ・ 住民提案事業

⑥ マスメディアを活用した学習情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県政世論調査</li> <li>・ いばらき青年懇話会事業</li> <li>・ ラジオ放送「みんなの教育」</li> </ul>
⑦ 広報誌（紙）等による広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県政情報紙の発行</li> <li>・ フォトいばらき等の発行</li> <li>・ 教育情報紙の発行</li> <li>・ 教育委員会ホームページ管理運営</li> </ul>

## 第5節 県民の読書活動への支援

### (1) 学校図書活動の支援

主な施策	主な施策の事業
① 読み聞かせボランティア等の学校への派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 読み聞かせ研修講座の実施</li> <li>・ 読み聞かせフェスティバルの開催</li> <li>・ 子ども読書活動推進会議の開催</li> <li>・ 市町村図書館職員研修会の実施</li> </ul>
② 団体貸出の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校図書館や市町村図書館への団体貸出</li> </ul>
③ 学校図書館業務に対する助言・相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員のための図書館利用講座の開催</li> </ul>

### (2) 公立図書館等のネットワーク化の強化

主な施策	主な施策の事業
① 図書館情報ネットワークシステム等を活用した公立図書館等のネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書資料の相互貸借の推進</li> <li>・ 図書資料搬送システムの充実</li> </ul>
② 資料のデジタル化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴重資料のデジタル化事業</li> </ul>

### (3) 読書活動のボランティアの育成及び活用

主な施策	主な施策の事業
① 読み聞かせボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立図書館及び市町村での読み聞かせ研修講座の実施</li> </ul>
② 読書活動ボランティアの活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 読書活動ボランティアの市町村や学校への派遣</li> </ul>

### (4) 地域や県民の課題解決に向けた支援

主な施策	主な施策の事業
① ビジネス支援, 医療情報支援, 子育て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビジネス支援, 医療情報支援, 子育て支援</li> </ul>

て支援等の地域や県民の課題解決に向けた支援の拡充	コーナーなどの充実
②レファレンス業務の充実	・レファレンス事例データベースの充実
③青少年の読書活動の促進	・優良図書の推奨

## 第2項 多様な学習機会の充実

### 第1節 多様な学習ニーズに応じた学習機会の提供

#### (1) 個人の資質・能力の向上を支援する学習機会の充実

主な施策	主な施策の事業
①教養を高めたり、健康を増進するなど個人の興味・関心に基づく学習機会の充実	
ア 総合的・体系的な学習機会の充実	
(ア)総合的・体系的な学習機会の充実	・ 県民大学講座
(イ)県政に関する学習機会の充実	・ 茨城県弘道館アカデミー推進事業
	・ 県政出前講座の開設
イ 科学技術に親しむ機会の充実	
(ア)情報化に対応した学習の推進	・ いばらきIT体験フェア
	・ 生涯学習情報提供システム指導者研修の実施
(イ)科学技術に親しむ学習機会の充実	・ 視聴覚教育指導者研究協議会の開催
	・ つくばサイエンスツアー推進事業
	・ おもしろ理科先生派遣事業
ウ 住みよい生活環境づくりの推進	
(ア)環境問題に関する学習機会の充実	・ 環境学習支援事業
	・ エコ・アカデミー事業
	・ 環境学習・実践活動推進事業
	・ 茨城県次世代エネルギーパーク推進事業
(イ)住みよい生活環境づくりに関する普及啓発活動の推進	・ 環境保全県民運動推進事業
	・ ウォークフェスティバルの開催
	・ 水質浄化強調月間事業
	・ 霞ヶ浦環境学習等推進事業
	・ 水質浄化運動促進事業
	・ 霞ヶ浦環境体験学習推進事業
(ウ)ユニバーサルデザインの普及	・ ユニバーサルデザイン推進事業

啓発

エ 健康づくりの推進

(ア)健康づくりの推進

(イ)生涯スポーツ，レクリエーション活動の推進

(ウ)食育の推進

オ 文化芸術活動の推進

(ア)文化芸術活動の推進

・人にやさしいまちづくり推進事業

・茨城県立健康プラザでの健康教育等の実施

・栄養指導専門研修の実施

・生活習慣病予防通信食生活診断事業

・高齢者向けニュースポーツ普及

・ねんりんピックへの選手派遣事業

・いばらきねんりんスポーツ大会

・市町村生涯スポーツの推進

・茨城わくわく学園開催事業

・ニューいばらきいきいきスポーツday!の開催

・県民総合体育大会の開催

・「いばらき食育推進大会の開催」，「いばらきの食育・健康づくりホームページを活用した情報発信」

・食中毒予防月間

・食の安全に関する意見交換会等の開催

・コックさん・板前さんといっしょに食の安全親子教室

・うまいもどころ県民食彩事業

・食育推進ボランティア向け講習会の開催

・心と体を育む食育推進事業

・芸術文化指導者養成事業

・いばらき読書フェスティバルの開催

・読み聞かせフェスティバルの開催

・子ども読書フェスティバルの開催

・読書推進市町村支援事業

・県小中学校芸術祭

・県高等学校総合文化祭の開催

・全国高等学校総合文化祭派遣事業

・郷土民俗芸能の開催

・文化団体育成補助（文化行政推進）

・文化の担い手育成事業

・文化を支える新しい力創造事業

・ミュージアム利用促進事業

・県立美術館・博物館の展覧会の開催

・文化財愛護推進セミナーの開催

(イ)参加体験型の文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県芸術祭の開催</li> <li>・県立美術館・博物館の普及事業の実施</li> <li>・アーカス・プロジェクト推進事業</li> <li>・児童生徒芸術劇場「楽しいオペラ教室」</li> <li>・県小中学校芸術祭</li> <li>・県高等学校総合文化祭の開催</li> <li>・アートフル・ステージ巡回公演</li> </ul>
(ウ)地域文化芸術活動推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いばらき文化振興財団の支援</li> <li>・大好きいばらき生活情報提供システムの充実</li> </ul>
カ 国際化・国際交流の推進	
(ア)国際化情報の提供と意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際化情報提供事業</li> <li>・語学指導等を行う外国青年招致事業</li> <li>・ワールドキャラバン国際理解教育講師等派遣事業</li> <li>・リーディング事業等助成制度</li> </ul>
(イ)国際交流に係るボランティア活動の支援と連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県国際化推進奨励賞</li> <li>・日本語ボランティア支援事業</li> <li>・多文化共生サポーターバンクへの登録促進・活用</li> </ul>
(ウ)国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)茨城県国際交流協会運営費補助</li> <li>・上海事務所事業</li> <li>・語学指導等を行う外国青年招致事業</li> <li>・国際交流推進事業</li> </ul>
(エ)国際協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)茨城県国際交流協会運営費補助</li> <li>・いばらき若者塾事業</li> <li>・茨城ブラジルふるさとリーダー交流事業</li> <li>・在南米県人子弟茨城研修員事業</li> <li>・海外青年協力隊等への支援事業</li> </ul>
(オ)国際感覚の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成活動支援モデル事業</li> </ul>
キ 安全・防災意識の啓発	
(ア)交通安全の意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全県民運動推進事業</li> <li>・交通安全県民大会の開催</li> </ul>
(イ)交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全教育講師の派遣</li> <li>・世代別交通安全教育事業</li> </ul>
(ウ)消防・防災意識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災訓練</li> <li>・いばらき防災大学設置運営</li> <li>・自主防災組織リーダー研修会</li> </ul>
(エ)労働安全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法研修会の開催</li> <li>・衛生管理者の養成</li> </ul>
(オ)防犯意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全なまちづくり県民運動推進事業</li> <li>・警察広報・啓発活動の実施</li> </ul>

(カ)薬物乱用防止の普及・啓発

- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
- ・覚せい剤等薬物乱用防止対策事業
- ・県薬物乱用防止指導員協議会運営費補助
- ・薬物特定相談事業
- ・原子力広報の実施
- ・メディア教育指導員の養成等

(キ)原子力広報の充実

(ク)インターネット上の有害情報  
対策の推進

## ク 福祉活動の推進

(ア)ノーマライゼーションの促進

- ・点字・声の広報等発行事業
- ・点字による即時情報ネットワーク事業
- ・点訳・朗読奉仕員養成事業
- ・中途失聴・難聴者コミュニケーション支援事業
- ・要約筆記者養成事業
- ・要約筆記者派遣事業
- ・手話通訳者養成事業
- ・手話通訳者派遣事業
- ・手話通訳者特別研修事業
- ・字幕入りビデオカセットライブラリー事業
- ・聴覚障害者日曜教室等開催事業
- ・視覚障害者用録音図書CD化事業
- ・字幕入りビデオカセットライブラリー作成事業
- ・身体障害者レクリエーション事業
- ・知的障害者ボランティア活動支援事業
- ・障害者IT活用支援事業
- ・音声機能障害者発声訓練指導者養成事業
- ・スポーツ指導員養成事業
- ・身体障害者スポーツ振興事業
- ・茨城県ゆうあいスポーツ大会開催事業
- ・全国障害者スポーツ大会選手派遣事業
- ・心の健康づくり地域啓発推進事業
- ・精神障害者社会参加支援事業
- ・アルコール関連問題等地域研修会開催事業
- ・心の輪を広げる体験作文募集事業
- ・障害者週間推進事業

(イ)障害者スポーツの促進

(ウ)障害に関する理解・啓発活動  
の充実

## ケ 賢い消費者づくりの推進

(ア)消費者啓発講座等の充実

- ・いばらきIT体験フェア
- ・消費者教育充実強化事業

<p>(イ)消費者相談・情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センター周知・機能強化事業</li> <li>・ワンストップ相談体制整備事業</li> <li>・うまいもどころ県民食彩事業</li> <li>・総合住宅情報提供事業</li> </ul>
<p>コ 県内産業への理解 (ア)産業後継者の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性起業家育成支援事業</li> <li>・産業活性化トップセミナー</li> <li>・人材育成事業</li> <li>・農村青少年育成</li> <li>・いばらき営農塾開設事業</li> <li>・新しい農業担い手確保育成推進事業</li> <li>・青年農業士活動促進事業</li> <li>・林業後継者の育成</li> <li>・漁業後継者の育成</li> </ul>

## 第2節 学びの基盤づくりのための学校教育の充実

### (1) 確かな学力をはぐくむ教育の充実

主な施策	主な施策の事業
<p>①学習指導の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上推進プロジェクト事業</li> <li>・社会人による学習支援事業</li> <li>・みんなにすすめたい一冊の本推進事業</li> <li>・未来の科学者育成プロジェクト事業</li> <li>・仲間同士の絆づくりプロジェクト</li> <li>・問題を抱える子ども等の支援事業</li> <li>・少人数教育充実プラン推進事業</li> <li>・語学指導等を行う外国青年招致事業</li> <li>・原子力・エネルギー人材育成推進事業</li> <li>・高等学校進路指導支援事業</li> <li>・ケータイ・ネット安全利用促進事業</li> </ul>

### (2) 豊かな心をはぐくむ教育の充実

主な施策	主な施策の事業
<p>①道徳教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんないっしょにマナーアップ推進事業</li> <li>・高校生の豊かな心育成事業</li> <li>・いばらき版高等学校「道徳」教育推進事業</li> </ul>
<p>②特別活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生社会体験事業</li> </ul>

③福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生社会体験事業</li> <li>・茨城県地域介護ヘルパー受講推進事業</li> <li>・いばらき子どもヘルパー派遣事業</li> </ul>
④人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育研究指定校の指定</li> <li>・人権教育総合推進地域の指定</li> <li>・人権教育指導資料の作成</li> <li>・教職員研修事業</li> </ul>
⑤生徒指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級改善支援事業</li> <li>・生徒指導総合支援事業</li> <li>・生徒指導推進協議会の開催</li> <li>・生徒指導実践サポート事業</li> </ul>

### (3) 健やかな体の育成

主な施策	主な施策の事業
①学校体育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校体育指導者講習会</li> <li>・運動部活動外部指導者派遣支援事業</li> <li>・運動部活動指導者研修事業</li> </ul>
②学校健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生きる力」をはぐくむ健康教育推進事業</li> <li>・心と体を育む食育推進事業</li> <li>・高等学校交通安全対策事業</li> <li>・学校安全スマイルアップ推進事業</li> </ul>

### (4) 時代の変化に対応した教育の推進

主な施策	主な施策の事業
①国際理解教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語コミュニケーション能力育成事業</li> <li>・国際ふれあい教育推進事業</li> <li>・国内・国外研修事業</li> </ul>
②郷土の伝統と文化への愛着を高める教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いばらきの魅力再発見事業</li> </ul>
③情報教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ITサポート推進事業</li> </ul>
④科学技術の発展に対応した教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒科学研究作品展</li> <li>・いばらきものづくり教育フェア開催事業</li> </ul>
⑤環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力に関する教員研修事業</li> </ul>
⑥キャリア教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と企業との交流推進事業</li> <li>・いばらき版デュアルシステム推進事業</li> </ul>

⑦教育相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域を支える人材育成事業</li> <li>・いばらきものづくり教育フェア開催事業</li> <li>・教育相談体制整備充実事業</li> <li>・スクールカウンセラー配置事業</li> </ul>
⑧不登校・いじめ等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童生徒解消支援事業</li> <li>・子どもホットライン</li> </ul>

### (5) 自立と社会参加をめざす特別支援教育の充実

主な施策	主な施策の事業
①特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流及び共同学習推進事業</li> <li>・ナイスハートふれあいフェスティバル事業</li> <li>・特別支援学校進路指導連携充実事業</li> </ul>

### (6) 教師力の向上

主な施策	主な施策の事業
①研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究の実施</li> <li>・教員研修の実施</li> </ul>

## 第3節 職業能力向上のための学習機会の充実

### (1) 青少年の勤労観・職業観の育成

主な施策	主な施策の事業
①青少年の勤労観・職業観をはぐくむ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジュニア技能インターンシップ事業</li> <li>・ものづくりマイスターの活用事業</li> <li>・新規学卒者訓練事業</li> <li>・デュアルシステム事業</li> <li>・中学生社会体験事業</li> <li>・地域に生きるボランティア推進事業</li> </ul>
②ニート、フリーター対策のための勤労意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デュアルシステム事業</li> </ul>

### (2) 職業能力の向上につながるリカレント教育の普及・啓発

主な施策	主な施策の事業
①学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規学卒者訓練事業</li> <li>・県民大学講座</li> </ul>
②リカレント教育の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送大学の普及・啓発</li> <li>・茨城県弘道館アカデミー推進事業</li> <li>・大学・短大等の社会人受入情報の提供</li> </ul>
③高齢者の職業能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高年齢者能力活用事業</li> <li>・職業転換能力開発事業</li> </ul>

④在職者の職業能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員ブラッシュアップ研修事業</li> <li>・県立医療大学公開講座の開催</li> <li>・女性起業家育成支援事業</li> <li>・伝統工芸士育成活動奨励事業</li> <li>・在職者訓練事業</li> <li>・認定訓練校育成事業</li> <li>・いばらき名匠塾事業</li> </ul>
--------------	---

## 第4節 高齢者の生きがいをづくりのための学習機会の充実

### (1) 生きがいをづくりの推進

主な施策	主な施策の事業
①健康管理の意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県立健康プラザでの健康教育等の実施</li> <li>・シルバーリハビリ体操指導士の養成</li> <li>・ベストライフ医薬品適正使用推進事業</li> <li>・総合情報誌「わくわくライフ」の発行</li> <li>・県民大学講座</li> <li>・高齢者教室開催の促進</li> </ul>
②高齢者のスポーツ活動の奨励	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねんりんピックへの選手派遣</li> <li>・いばらきねんりんスポーツ大会の開催</li> <li>・高齢者向けニュースポーツ普及の促進</li> </ul>
③生きがいをづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者はつらつ百人委員会の活動支援</li> <li>・老人クラブ活動等事業</li> <li>・県老人クラブ連合会事業費補助</li> <li>・わくわく学園開催事業</li> <li>・いばらきねんりん文化祭</li> <li>・総合情報誌「わくわくライフ」の発行</li> <li>・元気シニア地域貢献事業</li> </ul>

### (2) 知識・技能の継承活動の推進

主な施策	主な施策の事業
①知識・技能の継承活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土民俗芸能・文化の伝承活動の促進</li> </ul>
②高齢者の地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合情報誌「わくわくライフ」の発行</li> <li>・高齢者はつらつ百人委員会の活動支援</li> <li>・県老人クラブ連合会事業費補助</li> <li>・高齢者人材活用</li> <li>・高齢者教室開催の促進</li> </ul>

## 第3項 社会全体で取り組む教育の推進

### 第1節 いばらき教育の日・教育月間の推進

#### (1) いばらき教育の日・教育月間の取組の活性化

主な施策	主な施策の事業
① 広報活動の展開及び推進大会への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンボルマークの活用と全県的な広報活動の展開</li> <li>・「みんなで教育を考える『いばらき教育の日』推進大会」の開催に対する支援</li> </ul>
② 市町村による主体的な取組の推進及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いばらき教育の日地域推進大会の開催</li> </ul>
③ 「いばらき教育の日・教育月間」における市町村及び企業やNPO等民間団体の取組の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て応援隊「みんなで家庭教育を考える」推進事業</li> <li>・企業の取組についてホームページにおいて紹介</li> </ul>

### 第2節 開かれた学校づくりの推進

#### (1) 社会人講師等の活用の推進

主な施策	主な施策の事業
① 社会人講師などの地域の人材の積極的活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人材バンクの整備及び活用</li> <li>・生涯学習情報提供システムの充実</li> </ul>
② 学校支援ボランティアの積極的活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いばらきスクールサポート事業</li> </ul>

### 第3節 青少年の体験活動の推進

#### (1) 体験活動の充実

主な施策	主な施策の事業
① 自然体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気いばらきっ子育成事業</li> <li>・酪農教育ファーム事業</li> <li>・畜産センター公開デーの開催</li> <li>・緑の少年団活動への支援</li> <li>・県民参加の森づくりの推進</li> <li>・子どもの森づくりの推進</li> <li>・森林づくりなどの活動への支援</li> <li>・来て・見て・触れる森づくり体験学習の実施</li> <li>・森林・林業体験促進事業の実施</li> <li>・親子で学ぶ水産・海洋教室の実施</li> <li>・ふるさと探検隊の実施</li> </ul>
② 生活体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に生きるヤングボランティア推進事業</li> <li>・少年団体育成事業</li> </ul>

## (2) 地域活動の充実

主な施策	主な施策の事業
①地域活動を促進するリーダーの養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域を育てるおやじ力活性化事業</li> <li>・県生涯学習センターなどにおけるリーダーの養成</li> <li>・社会教育主事，公民館主事等研修の実施</li> </ul>

## (3) 社会参加活動の充実

主な施策	主な施策の事業
①社会参加活動を推進するリーダーの養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県生涯学習センターなどにおけるリーダーの養成</li> <li>・NPOフォーラムの開催</li> <li>・NPO運営・協働セミナーの実施</li> </ul>

## (4) 青少年健全育成の推進

主な施策	主な施策の事業
①青少年の活動の指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年団体育成事業</li> </ul>

## 第4節 家庭教育への支援

### (1) 家庭教育の学習の機会の充実

主な施策	主な施策の事業
①市町村が実施する家庭教育学級等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の教育力向上プロジェクト事業</li> </ul>
②企業内における子育て支援講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいき子育て地域連携実践講座開設事業</li> </ul>
③父親の家庭教育学習機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域を育てるおやじ力活性化事業</li> </ul>
④家庭教育学習拠点としての社会教育施設の充実，支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て応援隊「みんなで家庭教育を考える」推進事業</li> </ul>
⑤家庭の教育力向上に向けての実践活動を推進する体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の教育力向上プロジェクト事業</li> <li>・親子すこやか交流事業</li> <li>・家庭の日推進事業</li> <li>・親子のきずな再生事業</li> </ul>
⑥家庭教育に係る情報提供や相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・子育て電話相談事業</li> <li>・子どもホットライン</li> <li>・児童相談所や市町村による児童相談の実施</li> </ul>
⑦子育て支援団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の教育力向上プロジェクト事業</li> <li>・子育て支援NPOとの連携の促進</li> </ul>

## (2) P T Aと連携した子育て支援

主な施策	主な施策の事業
① P T A指導者研修会の充実	・茨城県 P T A指導者地区別研修会の開催
② 「おてっだいちょう」を活用したお手伝いの奨励	・お手伝い・ボランティア奨励事業
③ 「早寝，早起き，朝ご飯」運動の推進	・「毎月 19 日の『食育の日』を中心とした朝食摂取の大切さの普及」 ・食育推進ボランティア向け講習会の開催

## 第 5 節 地域の教育力の向上

### (1) いばらきっ子の多様な体験活動のための支援

主な施策	主な施策の事業
① 子どもたちが参加できる地域活動の活性化	・地域に生きるヤングボランティア推進事業
② 中・高校生，大学生のボランティア活動の推進	・体験活動ボランティア活動支援センターの活用の促進
③ 自然体験や社会体験活動の場の提供とプログラム開発	・元気いばらきっ子育成事業 ・地域を育てるおやじ力活性化事業 ・コーディネーター等人材育成研修会の実施 ・青少年育成活動支援モデル事業
④ 青少年活動の指導者及び，ジュニアリーダーの養成	・地域に生きるヤングボランティア推進事業
⑤ 子ども会活動の活性化	・少年団体育成事業

### (2) 社会全体で学校教育を支援する体制の充実

主な施策	主な施策の事業
① 放課後を活用した子ども事業の推進	・放課後児童クラブ推進事業 ・放課後子ども教室推進事業
② 地域全体で学校を支援する機運の醸成や組織・人材の育成	・学校支援ボランティアの養成及び活用 ・学校支援ボランティアコーディネーターの養成

## 第6節 お互いを認め合い、社会参画を促す取組の推進

### (1) 男女共同参画社会形成への意欲の向上

主な施策	主な施策の事業
①学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーモニーフライトいばらき事業</li> <li>・ハーモニートップセミナーの開催</li> <li>・ハーモニーフォーラムの開催</li> <li>・男女共同参画チャレンジ支援事業</li> <li>・男女共同参画推進事業</li> <li>・仕事と生活の調和推進事業</li> <li>・ワーク・ライフ・バランス推進事業</li> <li>・農業・農村男女共同参画推進事業</li> <li>・男女共同参画広報誌発行事業</li> </ul>
②社会参加活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーモニートップセミナーの開催</li> <li>・ハーモニーフライトいばらき事業</li> <li>・人材育成事業</li> <li>・女性のエンパワーメント推進事業</li> <li>・女性農業士活動促進事業</li> </ul>

### (2) 人権教育の推進

主な施策	主な施策の事業
①全県的な人権意識高揚のための多様な学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育講師派遣事業</li> <li>・人権教育地域学習会事業</li> <li>・人権教育指導者研修会事業</li> <li>・人権教育指導資料作成事業</li> </ul>
②指導者の養成	
③啓発活動の推進	
④市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育啓発資料作成事業</li> <li>・人権教育視聴覚教材整備事業</li> <li>・人権啓発推進事業</li> <li>・人権教育市町村訪問事業</li> <li>・人権啓発活動事業</li> <li>・人権啓発推進センターの運営事業</li> <li>・隣保館運営助成事業</li> </ul>
⑤指導資料の作成と活用	

## 第4項 学習成果を生かした社会参加・参画の促進

### 第1節 社会参加・参画を促進する学習成果の評価と活用

#### (1) 「新しい公共」に係る学習プログラムの開発及び実践

主な施策	主な施策の事業
①人材育成プログラムの開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の担い手育成講座の実施</li> <li>・社会貢献活動スキルアップ講座の実施</li> <li>・生涯学習調査研究事業</li> <li>・学習プログラム開発事業</li> </ul>

②人材育成プログラムの実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習プログラム開発事業</li> <li>・人材育成プログラムの市町村等での実施</li> </ul>
---------------	---

## (2) 地域課題解決のための活動の推進

主な施策	主な施策の事業
①地域課題解決のための人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO等と連携した人材育成事業</li> <li>・体験活動ボランティア活動支援センター</li> </ul>
②NPO等と連携した地域課題解決のための活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOと協働したセミナーの実施</li> </ul>

## (3) ボランティア活動の促進

主な施策	主な施策の事業
①ボランティアの養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習センターボランティアの設置・充実</li> <li>・多文化共生サポーターバンクへの登録・活用</li> <li>・県ボランティアセンターの運営助成</li> <li>・食育推進ボランティア向け講習会の開催等</li> <li>・知的障害者ボランティア活動支援事業</li> <li>・特養ボランティア受入推進事業</li> <li>・シルバーリハビリ体操指導士の養成</li> <li>・若者ボランティア・地域活動支援事業</li> </ul>
②ボランティアコーディネーターの養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習センターボランティアの設置・充実</li> <li>・市町村におけるボランティアコーディネーター養成の支援</li> </ul>
③ボランティア人材バンクの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習情報提供システムによるボランティア人材バンクの充実・活用</li> <li>・体験活動ボランティア活動支援センターの充実</li> </ul>

## 第2節 生涯学習指導者の養成

### (1) 生涯学習を推進するネットワーク化の促進

主な施策	主な施策の事業
①コーディネーターの養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県生涯学習センター等において「新しい公共」を担う人材の育成</li> <li>・活動を繋ぐコーディネーターの養成講座の実施</li> </ul>
②専門的職員，民間指導者の資質向上を図るための研修機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育主事，公民館主事等研修の実施</li> </ul>

### (2) 学びを紡ぐ連携と協働の推進

主な施策	主な施策の事業
①多様化する学習ニーズに対応できる生涯学習指導者の養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育機関，民間教育事業者，企業及びNPO等と連携した視野の広い生涯学習指導者の養成</li> </ul>

②あらゆる世代をつなぐ生涯学習リーダーの育成	・ライフステージに応じた学習ニーズに対応できる生涯学習リーダーの養成
③学習者によるリーダー開発と育成の支援	・体験活動ボランティア活動支援センターの充実 ・生涯学習情報提供システムの充実
④生涯学習関連施設職員の研修の充実	・社会教育主事，公民館主事等研修の実施
⑤社会的資源の情報収集と活用	・生涯学習情報提供システムの充実 ・体験活動ボランティア活動支援センターの充実

### 第3節 社会教育関係団体等への支援

#### (1) 社会教育関係団体及び学習団体等への支援

主な施策	主な施策の事業
①学習団体・グループ等関係団体への支援	・女性団体連携組織育成事業 ・社会教育関係団体への支援 ・いばらき読書フェスティバルの開催
②社会教育関係団体の育成	・PTA指導者研修会の実施 ・少年団体育成事業

## 第5項 生涯学習施設の活用

### 第1節 生涯学習施設間の活用促進

#### (1) 県生涯学習施設間の連携促進

主な施策	主な施策の事業
①生涯学習情報提供システムによる学習情報サービスの充実	・生涯学習情報提供システムの活用の促進
②生涯学習センター，青少年教育施設，女性プラザ及び県立図書館との連携の促進	・生涯学習センター，青少年教育施設，女性プラザ及び県立図書館との連携会議の実施 ・生涯学習センター，青少年教育施設，女性プラザ及び県立図書館による共同事業の実施 ・青少年教育施設の活用促進 ・生涯学習センターの活用促進 ・女性プラザの活用促進 ・県立図書館の活用促進

## 第2節 市町村生涯学習関連施設等との連携促進

### (1) 県生涯学習施設と市町村生涯学習関連施設等との連携促進

主な施策	主な施策の事業
① 県生涯学習施設と市町村生涯学習関連施設等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 社会教育施設の充実と活用</li><li>・ 青少年健全育成施設の充実と活用</li><li>・ スポーツ・文化施設の充実と活用</li></ul>

## 第3節 民間教育事業者との連携促進

### (1) 生涯学習関連施設の民間教育事業者等との連携促進

主な施策	主な施策の事業
① 生涯学習関連施設の民間教育事業者等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高等教育機関及び民間教育事業者等との連携会議の実施</li></ul>

## 付 属 資 料

### 1 茨城県生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習の総合的かつ効果的な推進とその普及を図るため、茨城県生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習に関する事業の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 関係行政機関及び関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) 生涯学習の普及奨励に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は本部を代表し、その事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、別に定めるところによりその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、本部会議の議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会は、本部の所掌事務について協議、調整を行うとともに、本部の決定した施策の実施に関し必要な事項を処理する。
- 4 幹事会の会議は、生涯学習課長が招集する。
- 5 生涯学習課長は、幹事会の会議の議長となる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、茨城県教育庁生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年8月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年5月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年5月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

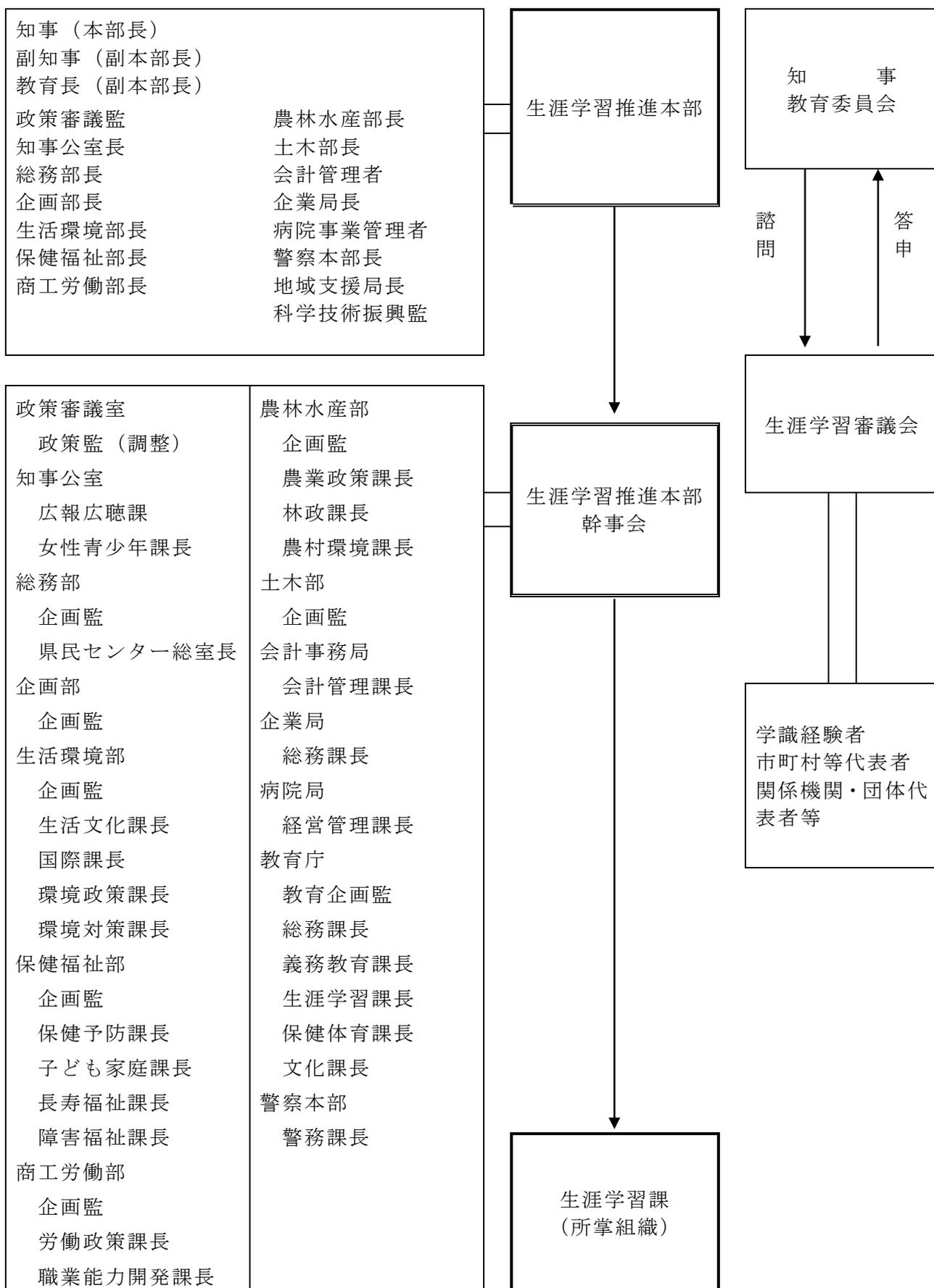
別表 1

本 部 員
政 策 審 議 監
知 事 公 室 長
総 務 部 長
企 画 部 長
生 活 環 境 部 長
保 健 福 祉 部 長
商 工 労 働 部 長
農 林 水 産 部 長
土 木 部 長
会 計 管 理 者
企 業 局 長
病 院 事 業 管 理 者
警 察 本 部 長
地 域 支 援 局 長
科 学 技 術 振 興 監

別表 2

幹 事	
政策審議室	政策監（調整）
知事公室	広報広聴課長
	女性青少年課長
総務部	企画監
	県民センター総室長
企画部	企画監
生活環境部	企画監
	生活文化課長
	国際課長
	環境政策課長
	環境対策課長
保健福祉部	企画監
	保健予防課長
	子ども家庭課長
	長寿福祉課長
	障害福祉課長
商工労働部	企画監
	労働政策課長
	職業能力開発課長
農林水産部	企画監
	農業政策課長
	林政課長
	農村環境課長
土木部	企画監
会計事務局	会計管理課長
企業局	総務課長
病院局	経営管理課長
教育庁	教育企画監
	総務課長
	義務教育課長
	生涯学習課長
	保健体育課長
	文化課長
警察本部	警務課長

## 2 生涯学習推進組織



### 3 茨城県生涯学習審議会条例

(平成4年3月27日茨城県条例第54号)

(審議会の設置)

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条第1項の規定に基づき、茨城県生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、教育委員会規則の定めるところにより専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、審議会の指示を受けて調査審議し、その結果を審議会に報告する。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、別に定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年3月26日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 茨城県社会教育委員条例

(昭和 37 年 3 月 30 日条例第 28 号)

(委員の設置)

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項の規定により社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の定数)

第 2 条 委員の定数は、15 人とする。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第 4 条 委員の報酬及び費用弁償については、別に定めるところによる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 11 年 12 月 24 日条例第 75 号）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前に特定の地位又は職により委嘱された社会教育委員（以下「委員」という。）で、この条例の施行の際現に委員であるものの任期は、当該委員が委員に委嘱された日から起算して 2 年とする。

## 5 第10期茨城県生涯学習審議会委員及び茨城県社会教育委員

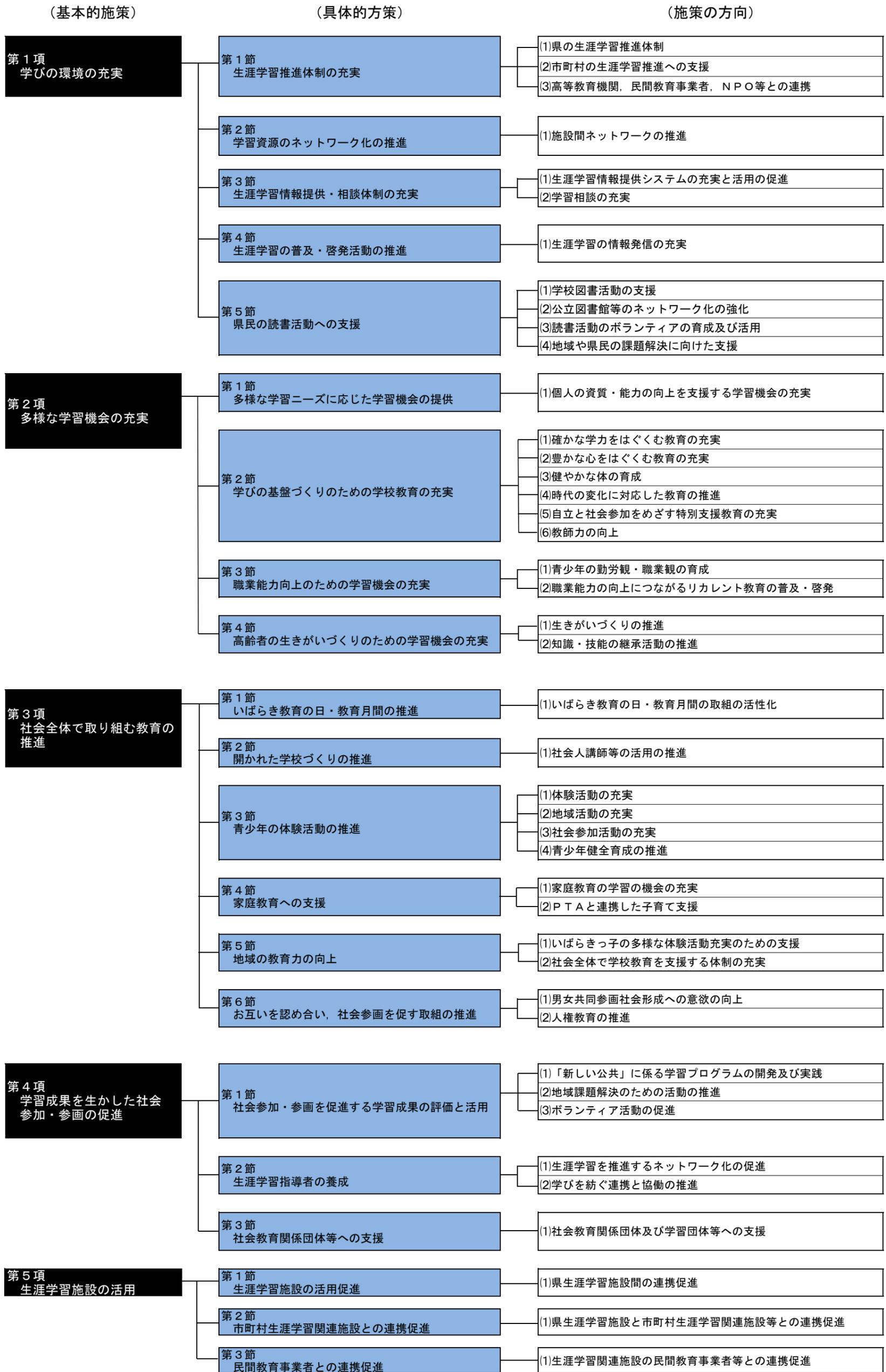
(肩書は平成22年8月1日現在)

No.	氏名	役職等
1	池田 幸也	常磐大学コミュニティ振興学部教授
2	飯岡 英之	県議会議員 (平成23年1月21日まで)
	伊沢 勝徳	県議会議員 (平成23年1月21日から)
3	小田部 卓	(株)茨城新聞社代表取締役社長
4	木村 競	茨城大学教育学部教授
5	鯨岡 武	市町村教育長協議会会長
6	郡司 丈児	茨城県立那珂湊高等学校長
7	坂本 敬子	(株)月の井酒造店代表取締役社長
8	塩原 慶子	常陸太田市フォonz・ネットワーク・デスク
9	丹野 志津子	城里町立七会中学校長
10	堤 千賀子	茨城県メディア教育指導員連絡会会長
11	野口 不二子	雨情会名誉会長
12	蓮見 孝	筑波大学大学院教授
13	幡谷 勉	(資)幡弁商店代表社員
14	細野 賢治	筑波研究学園専門学校理事・校長
15	鷺田 美加	特定非営利活動法人ままとーん代表理事

(任期：平成22年8月1日～平成24年7月31日)  
(敬称略，五十音順)

第4次茨城県生涯学習推進計画施策体系概要

ともに生き、ともに学び、ともに支え合う社会をめざして





11月1日はいばらき教育の日  
11月はいばらき教育月間

茨城県生涯学習推進本部

【事務局】 〒310-8588

水戸市笠原町978-6

茨城県教育庁生涯学習課

電話 029-301-5318

F A X 029-301-5339

E-mail: shogaku1@pref.ibaraki.lg.jp